四日市市消防本部訓令第1号

四日市市消防吏員任用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月18日

四日市市消防長 人 見 実 男

四日市市消防吏員任用規程の一部を改正する規程

四日市市消防吏員任用規程(昭和59年四日市市消防本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(採用試験の方法)	(採用試験の方法)
第10条 採用試験の方法は、 <u>学科試験、</u>	第10条 採用試験の方法は、 <u>次のとお</u>
面接試験、その他必要と認められる試験	<u>りとする。</u>
により行う。	
(1) 削除	(1) 第1次試験
	ア 学科試験
	イ 体力試験
	ウ その他必要と認められる試験
(2) 削除	(2) 第2次試験
	ア 面接試験
	イ その他必要と認められる試験

## 附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。